

○総務省令第二十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十一日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(免許を要しない無線局)

第六条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二㎐帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 五、一五〇㎐を超え五、三五〇㎐以下又は五、四七〇㎐を超え五、七三〇㎐以下の周波数（複数の電波を同時に使用する場合は、総務大臣が別に告示する周波数に限る。）（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

〔削る〕

〔削る〕

〔4〕 略〕

〔5〕 略〕

〔五〕十一 略〕

第六条の二三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号〔1〕及び〔3〕に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二㎐帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(免許を要しない無線局)

第六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 五、一五〇㎐を超え五、三五〇㎐以下の周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

〔4〕 五、四七〇㎐を超え五、七二五㎐以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）

〔5〕 五、二一〇㎐又は五、二九〇㎐の周波数及び五、五三〇㎐又は五、六一〇㎐の周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

〔6〕 同上〕

〔7〕 同上〕

〔五〕十一 同上〕

第六条の二三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号〔1〕、〔3〕、〔4〕及び〔5〕に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二㎐帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



「イ・ロ 略」

ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

- (1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合  
五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz、五、三四〇MHz、五、三六〇MHz、五、三八〇MHz、五、四〇〇MHz、五、四二〇MHz、五、四四〇MHz、五、四六〇MHz、五、四八〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz、五、七〇〇MHz又は五、七二〇MHz
- (2) 占有周波数帯幅が一〇MHzを超え四〇MHz以下の場合  
五、一九〇MHz、五、二一〇MHz、五、二三〇MHz、五、二五〇MHz、五、二七〇MHz、五、二九〇MHz、五、三一〇MHz、五、三三〇MHz、五、三五〇MHz、五、三七〇MHz又は五、三九〇MHz
- (3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合(5)に掲げる場合を除く。)  
五、二一〇MHz、五、二九〇MHz、五、三三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz
- (4) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合  
五、二五〇MHz又は五、五七〇MHz
- (5) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下であつて、次のいずれかの組合せにより二つの搬送波の周波数を同時に使用する場合  
(一) 五、二一〇MHz(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用する場合を含む。)  
又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz  
(二) 五、五三〇MHz及び五、六九〇MHz

ニ 変調方式は、次のいずれかであること。

- (1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式(占有周波数帯幅が二〇MHz以下(五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下(の場合に限る。))
- (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式(いずれも占有周波数帯幅が二〇MHz以下(五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下(の場合に限る。))

〔3〕 略

ホ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

占有周波数帯幅	信号伝送速度
ア 二〇MHz以下	毎秒二〇メガビット以上
イ 二〇MHzを超え四〇MHz以下	毎秒四〇メガビット以上
ウ 四〇MHzを超え八〇MHz以下(ハ(3)に規定する場合に限る。)	毎秒八〇メガビット以上
エ 八〇MHzを超え一六〇MHz以下	毎秒一六〇メガビット以上
オ 四〇MHzを超え八〇MHz以下(ハ(5)に規定する場合に限る。)	毎秒一六〇メガビット以上

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

- (1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合  
五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHz
- (2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合  
五、一九〇MHz、五、二一〇MHz、五、二三〇MHz、五、二五〇MHz又は五、二七〇MHz
- (3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合  
五、二一〇MHz又は五、二九〇MHz
- (4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合  
五、二五〇MHz

〔新設〕

ニ 「同上」

- (1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式(占有周波数帯幅が一八MHz以下(の場合に限る。))
- (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式(いずれも占有周波数帯幅が一八MHz以下(の場合に限る。))

〔3〕 同上

ホ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

- (1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合  
毎秒二〇メガビット以上
- (2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合  
毎秒四〇メガビット以上
- (3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合  
毎秒八〇メガビット以上
- (4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合  
毎秒一六〇メガビット以上



400MHzを超え800MHz以下(ハ)5)	1・25ミリワット
------------------------	-----------

〔リ・ヌ 略〕  
隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

- 〔1〕 略
- (2) 占有周波数帯幅が180MHzを超え200MHz以下の場合  
搬送波の周波数から200MHz及び400MHz離れた周波数の(±)100MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値
- (3) 占有周波数帯幅が200MHzを超え400MHz以下の場合  
搬送波の周波数から400MHz及び800MHz離れた周波数の(±)200MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値
- (4) 占有周波数帯幅が400MHzを超え800MHz以下の場合  
搬送波の周波数から800MHz離れた周波数の(±)400MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より25デシベル以上低い値
- ラ) イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

〔リ・ヌ 同上〕  
隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

- 〔1〕 同上
- (2) 占有周波数帯幅が180MHzを超え190MHz以下の場合  
搬送波の周波数から200MHz及び400MHz離れた周波数の(±)90MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値
- (3) 占有周波数帯幅が190MHzを超え380MHz以下の場合  
搬送波の周波数から400MHz及び800MHz離れた周波数の(±)190MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値
- (4) 占有周波数帯幅が380MHzを超え780MHz以下の場合  
搬送波の周波数から800MHz離れた周波数の(±)390MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より25デシベル以上低い値
- ラ) 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。
- (一) 占有周波数帯幅が190MHz以下の場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数(f)	一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
五、二四〇MHz	五、一四〇MHz以上 五、一四二MHz以下	九八MHz以上 一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、一四二MHzを超え 五、一五〇MHz以下	九〇MHz以上 九八MHz未満	一五マイクロワット以下
	五、二五〇MHz以上 五、二五一MHz未満	一〇MHz以上 一一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \times (10^{-6})^{\frac{f}{1000000}}$





基準チャネル	周波数帯	の差の周波数 (f)	方輻射電力
五、一九〇MHz	五、一〇〇MHz以上 五、一四一・六MHz以下	四八・四MHz以上 九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二五〇MHz	五、一四一・六MHzを超え 五、一五〇MHz以下	四〇MHz以上 四八・四MHz未満	一五マイクロワット以下
五、二五〇MHz	五、二五〇MHz以上 五、二五一MHz未満	二〇MHz以上 二一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)/20} + \log(1/2)$ シリコント
五、二五〇MHz	五、二五一MHz以上 五、二七〇MHz未満	二一MHz以上 四〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)/20} - 1 + \log(1/2)$ シリコント
五、二七〇MHz	五、二七〇MHz以上 五、二七八・四MHz未満	四〇MHz以上 四八・四MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)/20} - 1.5 + \log(1/2)$ シリコント
五、二七〇MHz	五、二七八・四MHz以上 五、四〇〇MHz以下	四八・四MHz以上 一七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHz	五、一〇〇MHz以上 五、二二〇MHz以下	六〇MHz以上 一七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHz	五、二二〇MHzを超え 五、二二一・六MHz以下	四八・四MHz以上 六〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHz	五、二二一・六MHzを超え 五、二二二・六MHz以下	四〇MHz以上 四八・四MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)/20} - 1.5 + \log(1/2)$ シリコント
五、二七〇MHz	五、二二二・六MHzを超え 五、二四九MHz以下	二一MHz以上 四〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)/20} - 1 + \log(1/2)$ シリコント

(3) 注 f の単位は、MHz とする。

五、三二〇MHz	五、二四九MHzを 超え	二〇MHz以上 一一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)+\log(1/2)}$ シリコン ア
五、三五〇MHz以 上	五、三五八・四 MHz未満	四〇MHz以上 四八・四MHz未満	一五マイクロワット以下
五、三三八・四 MHz以上	五、四〇〇MHz以 下	四八・四MHz以上 九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

五、二二〇MHz	五、〇二〇MHz以 上	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等 方輻射電力
五、一一三・二 MHz以下	五、一一三・二 MHz以下	八六・八MHz以上 一九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、一一三・二 MHzを超え	五、一一三・二 MHzを超え	六〇MHz以上 八六・八MHz未満	一五マイクロワット以下
五、二五〇MHz以 上	五、二五〇MHz以 上	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-80)+\log(1/4)}$ シリコン ア
五、二五一MHz未 満	五、二五一MHz未 満	四一MHz以上 八〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-80)-1+\log(1/4)}$ $10^{-(f-80)-1.5+\log(1/4)}$ シリコンア
五、二九〇MHz以 上	五、二九〇MHz以 上	八〇MHz以上	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-100)-1.5+\log(1/4)}$ シリコンア
五、二九六・七 MHz未満	五、二九六・七 MHz未満	八六・七MHz未満	
五、二九六・七 MHz以上	五、二九六・七 MHz以上	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下



〔削る〕

〔削る〕

注 f の単位は、MHz とする。

	五、四〇〇・四 MHz 以上	一五〇・四 MHz 以上	二・五マイクロワット以下
下	五、五八四 MHz 以 下	三三四 MHz 以下	

ク イからワまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

四 航空機内で運用する場合に限る。）  
イ 前号イ、ロ、へ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七 MHz 以下の場合

五、五〇〇 MHz、五、五二〇 MHz、五、五四〇 MHz、五、五六〇 MHz、五、五八〇 MHz、五、六〇〇 MHz、五、六二〇 MHz、五、六四〇 MHz、五、六六〇 MHz、五、六八〇 MHz 又は五、七〇〇 MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九・七 MHz を超え三八 MHz 以下の場合

五、五一〇 MHz、五、五五〇 MHz、五、五九〇 MHz、五、六三〇 MHz 又は五、六七〇 MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八 MHz を超え七八 MHz 以下の場合

五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八 MHz を超え一五八 MHz 以下の場合

五、五七〇 MHz

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一九・七 MHz 以下の場合に限る。）

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一九・七 MHz 以下の場合に限る。）

(3) 直交周波数分割多重方式

ニ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七 MHz 以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九・七 MHz を超え三八 MHz 以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

(3) 占有周波数帯幅が三八 MHz を超え七八 MHz 以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4) 占有周波数帯幅が七八 MHz を超え一五八 MHz 以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

ホ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

- 一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下
- (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置  
一〇ミリワット以下
- (3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。
- (一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合
- 一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下
- (二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合
- 一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下
- (三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
- 一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下
- 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
- 四 一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下
- へ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。
- (1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合
- 五〇ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二五ミリワット以下)
- (2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合
- 二五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一二・五ミリワット以下)
- (3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
- 一二・五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、六・二五ミリワット以下)
- (4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
- 六・二五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下)
- ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
- (1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合
- 搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値
- (2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合
- (一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のとき
- 搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値
- (二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のとき

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のとき

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(一) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	電力
五、四六〇MHz以上五、四七〇MHz以下及び五、七二五MHz以上五、七四〇MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一二・五マイクロワット以下

(二) 変調方式が直交周波数分割多重方式のとき

周波数帯	電力
五、四五五MHz以上五、四六〇MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 二・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四七〇MHz以下及び五、七二五MHz以上五、七四〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、七四〇MHz以上五、七四五MHz以下	二・五マイクロワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

周波数帯	電力
五、四二〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一二・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、七六〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

周波数帯	電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一二・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四六九・五MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五MHzを超え五、四七〇MHz以下	五一・二マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	電力
	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力

〔削る〕

五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、九〇四MHz以下	一二・五マイクロワット以下

リイからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

五、二二〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）

又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの

イ 第三号イ、ロ、へ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 占有周波数帯幅は、三八MHzを超え七八MHz以下であること。

ハ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

ニ 信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二二〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2) その他の周波数の電波を使用する場合

(一) 五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（基地局又は陸上移動中継局に限る。）の五、二二〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

(二) 以外の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二二〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

五、二一〇MHz以上	五、〇二〇MHz	基準チャネルからの差の周波数（f）	基準チャネルの帯域幅における等価等方輻射電力
七五・二MHz以上	一九〇MHz以下		二・五マイクロワット以下





びルに掲げる条件に適合すること。

二 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

- (1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合  
五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz
- (2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合  
五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz
- (3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合  
五、二一〇MHz

〔三略〕

四 一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力は、次のとおりであること。

- (1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合  
〔表略〕
- (2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合  
〔表略〕
- (3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合  
〔表略〕

〔削る〕

と。

二 〔同上〕

- (1) 占有周波数帯幅が一MHz以下の場合  
五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz
- (2) 占有周波数帯幅が一MHzを超え三MHz以下の場合  
五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz
- (3) 占有周波数帯幅が三MHzを超え七MHz以下の場合  
五、二一〇MHz

〔三同上〕

四 〔同上〕

- (1) 占有周波数帯幅が一MHz以下の場合  
〔表同上〕
- (2) 占有周波数帯幅が一MHzを超え三MHz以下の場合  
〔表同上〕
- (3) 占有周波数帯幅が三MHzを超え七MHz以下の場合  
〔表同上〕

五 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

一 占有周波数帯幅が一MHz以下の場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
五、二四〇MHz	五、一四〇MHz 以上	九八MHz以上 一〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
	五、一四二MHz 以下	九〇MHz以上 九八MHz未満	七五マイクロワット以下
	五、一四二MHz を超え 五、一五〇MHz 以下	九〇MHz以上 九八MHz未満	七五マイクロワット以下
	五、二五〇MHz 以上	一〇MHz以上 一一MHz未満	次に掲げる式による値以下
	五、二五一MHz 未満	一一MHz未満	$10^{1+\log 5 - (f-9)} \times 11 \text{ dB}$
	五、二五一MHz 以上	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二六〇MHz 未満	一一MHz未満	$10^{-1+\log 5 - (f-9)} \times 11 \text{ dB}$
	五、二六〇MHz 以上	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二六〇MHz 未満	一一MHz未満	$10^{-1+\log 5 - (f-9)} \times 11 \text{ dB}$
	五、二六〇MHz 以上	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下

(2) 注 fの単位は、MHzとする。  
占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

以上	二六・七MHz未満	$10^{-1.5+0.5 \log 5 - (6/50) \cdot (f-90)}$ シリ
五、二六六・七MHz未満	二六・七MHz以上	シ
七MHz未満	二二〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、二六六・七MHz以上		
七MHz以上		
五、三六〇MHz		
以下		

(3) 注 fの単位は、MHzとする。  
占有周波数帯幅が一八MHzを超え三八MHz以下の場合

五、二四〇MHz	五、二五〇MHz	一〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
以上	五、二五一MHz	一一MHz以上	$10^{-1+0.5 \log 5 - (1-9) \cdot (f-90)}$ シリ
五、二五〇MHz	五、二六〇MHz	一一MHz未満	$10^{-1+0.5 \log 5 - (6/50) \cdot (f-110)}$ シリ
未満	五、二六〇MHz	二〇MHz未満	シ
五、二六〇MHz	五、二六六・七MHz以上	二〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
以上	七MHz以上	二六・七MHz未満	$10^{-1.5+0.5 \log 5 - (6/50) \cdot (f-90)}$ シリ
七MHz未満	五、二六六・七MHz以上	二六・七MHz以上	シ
五、二六六・七MHz以上	五、三六五MHz	二二五MHz以下	一二・五マイクロワット以下
以下			

(3) 注 fの単位は、MHzとする。  
占有周波数帯幅が一八MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz	五、一〇〇MHz	四八・四MHz以上	一二・五マイクロワット以下
基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力





九 略

2 五・二MHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（表エの項及びオの項に掲げるものを除く。）、へ、ト（表ウの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ⑤に規定する場合に限る。）のものを除く。）に限る。）、チ（表アの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ⑤に規定する場合に限る。）のものを除く。）に限る。）、リ、ヌ及びル並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

〔一 略〕

三 五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力及び一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第三号ニ、ホ（表オの項に掲げるものに限る。）及びチ（表アの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ⑤に規定する場合に限る。）のものに限る。）に限る。）に掲げる条件に適合すること。

〔四 略〕

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き、百万分率)
〔1～7 略〕		〔略〕
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	〔1～5 略〕 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔2〕 略	〔略〕
〔9 略〕		〔7 略〕

十 同上

2 〔同上〕

- 一 前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（4を除く。）、へ、ト（3四を除く。）、チ（1）、（2）及び（3）に限る。）、リ、ヌ、ル及びヲ（4を除く。）並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

〔一 同上〕

三 五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏れ電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第五号ハ、ホ、へ（1に限る。）及びチ（1に限る。）に掲げる条件に適合すること。

〔四 同上〕

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き、百万分率)
〔1～7 同左〕		〔同左〕
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	〔1～5 同左〕 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔2〕 同左	〔同左〕
〔9 同左〕		〔7 同左〕

五、二八五・二MHz以上 五、三七〇MHz未滿	七五・二MHz以上 一六〇MHz未滿	一一・五マイクロワット以下
----------------------------	-----------------------	---------------

注 f の単位は、MHzとする。

【注 略】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第29 略】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 2.400MHz以上2.483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は2.471MHz以上2.497MHz以下の周波数の電波を使用するもの

【(1) 略】

(2) 直交周波数分割多重方式を使用するものであって、(1)以外のもの 40MHz

【(3) 略】

2 5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.730MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が20MHz以下のものであって、直交周波数分割多重方式を使用するもの 20MHz

【(1) 略】

(2) 占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下のもの 40MHz

(3) 占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下のもの 80MHz

(4) 占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下のもの 160MHz

(5) (1)から(4)までに掲げるもの以外のもの

ア 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用するもの 18MHz

イ ア以外のもの 20MHz

【(1) 略】

3 【略】

4 【略】

【第31～第75 略】

別表第三号 (第7条関係)

【1～28 略】

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.730MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【注 同左】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第29 同左】

第30 【同左】

1 【同左】

【(1) 同左】

(2) 直交周波数分割多重方式を使用するものであって、(1)以外のもの 38MHz

【(3) 同左】

2 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が19MHz以下のものであって、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19MHz

(2) 占有周波数帯幅が19MHz以下のものであって、(1)以外のもの 18MHz

(3) 占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下のもの 38MHz

(4) 占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの 78MHz

(5) 占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの 158MHz

【新設】

3 5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が19.7MHz以下のもの 19.7MHz

(2) 占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下のもの 38MHz

(3) 占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの 78MHz

(4) 占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの 158MHz

4 【同左】

5 【同左】

【第31～第75 同左】

別表第三号 (第7条関係)

【1～28 同左】

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備 (3)及び(4)に掲げるものを除く。)

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
18MHz以下	5.240MHz	5.142MHz以下	2.5μW以下
		5.142MHzを超え	15μW以下
		5.150MHz以下	$10^{-1-(f-9)}$ mW以下
		5.250MHz以上	$10^{-1-(8/90)(f-11)}$ mW以下
		5.251MHz未満	$10^{-1.8-(6/50)(f-20)}$ mW以下
		5.260MHz以上	2.5μW以下
		5.266.7MHz未満	5.233.3MHzを超え
		5.240MHz以下	5.240MHz以下
		5.240MHzを超え	5.240MHzを超え
		5.249MHz以下	5.249MHz以下
18MHzを超え20MHz以下	5.180MHz	5.249MHzを超え	$10^{-1-(f-9)}$ mW以下
		5.250MHz以下	2.5μW以下
		5.350MHz以上	2.5μW以下
		5.142MHz以下	2.5μW以下
		5.142MHzを超え	15μW以下
		5.150MHz以下	$10^{-1-(8/3)(f-9.75)}$ mW以下
		5.250MHz以上	$10^{-1-(f-9)}$ mW以下
		5.250.2MHz未満	$10^{-1-(8/90)(f-11)}$ mW以下
		5.250.2MHz以上	$10^{-1-(f-9)}$ mW以下
		5.251MHz未満	$10^{-1.8-(6/50)(f-20)}$ mW以下
5.251MHz以上	10 mW以下		
5.260MHz未満	5.266.7MHz未満		
5.260MHz以上	5.266.7MHz以上		
5.266.7MHz未満	5.266.7MHz以上		
5.266.7MHz以上	5.233.3MHz以下		

(1) 5.180MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.280MHz、5.300MHz又は5.320MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

占有周波数帯幅が18MHz以下のもの	不要発射の強度の許容値
周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下
5.140MHz未満及び5.360MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

イ 占有周波数帯幅が18MHzを超え19MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.135MHz未満及び5.365MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(2) 5.190MHz、5.230MHz、5.270MHz又は5.310MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.100MHz未満及び5.400MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(3) 5.210MHz又は5.290MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.020MHz未満及び5.480MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(4) 5.250MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
4.916MHz未満及び5.584MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(5) 5.500MHz-5.520MHz、5.540MHz-5.560MHz、5.580MHz-5.600MHz、5.620MHz-5.640MHz、5.660MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合	
周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.460MHz未満及び5.740MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

イ 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.455MHz未満及び5.745MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(6) 5.510MHz、5.550MHz、5.590MHz、5.630MHz又は5.670MHzの周波数の電波を使用するもの

20MHzを超え 40MHz以下	5. 233. 3MHzを超え	$10^{-1.8 - (6/50)(f-20)}$ mW以下
	5. 240MHz以下	
	5. 240MHzを超え	$10^{-1 - (8/90)(f-11)}$ mW以下
	5. 249MHz以下	
	5. 249MHzを超え	$10^{1 - (f-9)}$ mW以下
	5. 249. 8MHz以下	
	5. 249. 8MHzを超え	$10^{1 - (8/3)(f-9.75)}$ mW以下
	5. 250MHz以下	
	5. 320MHz	2. 5μW以下
	5. 350MHz以上	2. 5μW以下
40MHzを超え 80MHz以下	5. 141. 6MHz以下	2. 5μW以下
	5. 141. 6MHzを超え	15μW以下
	5. 150MHz以下	
	5. 230MHz以上	$10^{- (f-20) + \log(1/2)}$ mW以下
	5. 251MHz未満	$10^{- (8/190)(f-21) - 1 + \log(1/2)}$
	5. 251MHz以上	10 mW以下
	5. 270MHz未満	10 mW以下
	5. 270MHz以上	$10^{- (3/50)(f-40) - 1.8 + \log(1/2)}$
	5. 278. 4MHz未満	mW以下
	5. 278. 4MHz以上	2. 5μW以下
5. 270MHz	5. 221. 6MHz以下	2. 5μW以下
	5. 221. 6MHzを超え	$10^{- (3/50)(f-40) - 1.8 + \log(1/2)}$
	5. 230MHz以下	mW以下
	5. 230MHzを超え	$10^{- (8/190)(f-21) - 1 + \log(1/2)}$
	5. 249MHz以下	mW以下
	5. 249MHzを超え	$10^{- (f-20) + \log(1/2)}$ mW以下
	5. 250MHz以下	
	5. 350MHz以上	15μW以下
	5. 358. 4MHz未満	2. 5μW以下
	5. 358. 4MHz以上	2. 5μW以下
5. 210MHz	5. 123. 2MHz以下	2. 5μW以下
	5. 123. 2MHzを超え	15μW以下
	5. 150MHz以下	
	5. 250MHz以上	$10^{- (f-40) + \log(1/4)}$ mW以下

不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5. 420MHz未満及び5. 760MHzを超えるも の	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が2 . 5μW以下
周波数帯	不要発射の強度の許容値
5. 340MHz未満及び5. 800MHzを超えるも の	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が2 . 5μW以下
周波数帯	不要発射の強度の許容値
5. 570MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次の とおりとする。	
周波数帯	不要発射の強度の許容値
5. 236MHz未満及び5. 904MHzを超えるも の	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が2 . 5μW以下



ラ ケ及びク以外の場合

占有周波数帯幅	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHzを超え 40MHz以下	5.460MHz以下 5.460MHzを超え5.470MHz以下	12.5μW以下 50μW以下
40MHzを超え 80MHz以下	5.770MHz以上 5.460MHz以下	12.5μW以下 12.5μW以下
80MHzを超え 160MHz以下	5.460MHzを超え5.469.5MHz以下 5.469.5MHzを超え5.470MHz以下 5.770MHz以上 5.419.6MHz以下 5.419.6MHzを超え5.470MHz以下	50μW以下 51.2μW以下 12.5μW以下 12.5μW以下 50μW以下
	5.725MHz以上	12.5μW以下

(3) 5.210MHz及び5.530MHz、5.610MHz又は5.690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局又は5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備

基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.210MHz	5.134.8MHz以下 5.134.8MHzを超え5.150MHz以下 5.250MHz以上5.251MHz未満 5.251MHz以上5.285.2MHz未満	2.5μW以下 162.5μW以下 $10^{- (f-40) + 10\log (1/8)}$ mW以下 $10^{- (8/300) (f-41) - 1 + 10\log (1/8)}$ mW以下
5.530MHz	5.285.2MHz以上5.370MHz未満 5.370MHz以上5.454.8MHz以下	2.5μW以下 2.5μW以下
	5.454.8MHzを超え5.470MHz以下	15μW以下
5.610MHz	5.730MHz以上	15μW以下
5.690MHz	5.770MHz以上	15μW以下

注 1は基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

(4) 5.290MHz及び5.530MHz、5.610MHz又は5.690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局又は5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備

基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.290MHz	5.214.8MHz以下	2.5μW以下
	5.214.8MHzを超え5.249MHz以下	$10^{-(8/300)} (f-40) - 1 + \log (1/8)$ mW以下
	5.249MHzを超え5.250MHz以下	$10^{-(f-40) + \log (1/8)}$ mW以下
	5.350MHz以上5.365.2MHz未満	15μW以下
5.530MHz	5.365.2MHz以上5.410MHz未満	2.5μW以下
	5.410MHz以上5.454.8MHz以下	2.5μW以下
5.610MHz	5.454.8MHzを超え5.470MHz未満	15μW以下
	5.730MHz以上	15μW以下
5.690MHz	5.770MHz以上	15μW以下

注 上は基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

(5) 5.530MHz及び5.690MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.419.6MHz以下	12.5μW以下
5.419.6MHzを超え5.470MHz以下	50μW以下
5.770MHz以上	15μW以下

注 上は基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

(6) 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備 ((7)に掲げるものを除く。)

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
18MHzを超え20MHz以下	5.240MHz	5.142MHz以下	12.5μW以下
		5.142MHzを超え	75μW以下
		5.150MHz以下	10 <sup>1+log 5 - (f-9)</sup> mW以下
		5.250MHz以上	10 <sup>1+log 5 - (f-9)</sup> mW以下
		5.251MHz未満	$10^{-1 + \log 5 - (8/90)} (f-11)$ mW以下
		5.260MHz以上	下
		5.260MHz未満	$10^{-1.8 + \log 5 - (6/50)} (f-20)$ mW
		5.266.7MHz未満	以下
		5.266.7MHz以上	12.5μW以下
		5.142MHz以下	12.5μW以下
18MHzを超え20MHz以下	5.240MHz	5.142MHzを超え	75μW以下
		5.150MHz以下	10 <sup>1+log 5 - (8/3)</sup> (f-9.75) mW以下
		5.250MHz以上	下
		5.250.2MHz未満	10 <sup>1+log 5 - (f-9)</sup> mW以下
18MHzを超え20MHz以下	5.240MHz	5.250.2MHz以上	10 <sup>1+log 5 - (f-9)</sup> mW以下
		5.251MHz未満	5.251MHz未満

20MHzを超え 40MHz以下	5.190MHz	5.251MHz以上	$10^{-1+\log 5 - (8/90)} (f-11) \text{ mW}$ 以下
		5.260MHz未滿	下
		5.260MHz以上	$10^{-1.8+\log 5 - (6/50)} (f-20) \text{ mW}$ 以下
		5.266.7MHz未滿	以下
		5.266.7MHz以上	12.5μW以下
		5.141.6MHz以下	12.5μW以下
		5.141.6MHzを超え	75μW以下
		5.150MHz以下	$10^{\log 5 - (f-20) + \log (1/2)} \text{ mW}$ 以下
		5.250MHz以上	下
		5.251MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/190)} (f-21) - 1 + \log (1/2) \text{ mW}$ 以下
40MHzを超え 80MHz以下	5.210MHz	5.270MHz未滿	$10^{\log 5 - (3/50)} (f-40) - 1.8 + \log (1/2) \text{ mW}$ 以下
		5.270MHz以上	$10^{\log 5 - (3/50)} (f-40) - 1.8 + \log (1/2) \text{ mW}$ 以下
		5.278.4MHz未滿	下
		5.278.4MHz以上	12.5μW以下
		5.123.2MHz以下	12.5μW以下
		5.123.2MHzを超え	75μW以下
		5.150MHz以下	$10^{\log 5 - (f-40) + \log (1/4)} \text{ mW}$ 以下
		5.250MHz以上	下
		5.251MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/390)} (f-41) - 1 + \log (1/4) \text{ mW}$ 以下
		5.251MHz以上	$10^{\log 5 - (3/100)} (f-80) - 1.8 + \log (1/4) \text{ mW}$ 以下
5.296.7MHz未滿	5.296.7MHz未滿	5.296.7MHz未滿	$10^{\log 5 - (3/100)} (f-80) - 1.8 + \log (1/4) \text{ mW}$ 以下
		5.296.7MHz未滿	$10^{\log 5 - (3/100)} (f-80) - 1.8 + \log (1/4) \text{ mW}$ 以下
		5.296.7MHz未滿	$10^{\log 5 - (3/100)} (f-80) - 1.8 + \log (1/4) \text{ mW}$ 以下
5.296.7MHz以上	5.296.7MHz以上	12.5μW以下	12.5μW以下

注 fは基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

(7) 5.530MHz、5.610MHz又は5.690MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システム  
の無線局の送信設備と同時に使用する5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸  
上移動中継局の送信設備

基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値	
5.210MHz	5.134.8MHz以下	12.5μW以下	
	5.134.8MHzを超え	62.5μW以下	
	5.150MHz以下	$10^{\log 5 - (f-40) + \log (1/8)} \text{ mW}$ 以下	
	5.250MHz以上	下	
	5.251MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/390)} (f-41) - 1 + \log (1/8) \text{ mW}$ 以下	
5.285.2MHz未滿	5.285.2MHz未滿	5.285.2MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/390)} (f-41) - 1 + \log (1/8) \text{ mW}$ 以下
		5.285.2MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/390)} (f-41) - 1 + \log (1/8) \text{ mW}$ 以下
		5.285.2MHz未滿	$10^{\log 5 - (8/390)} (f-41) - 1 + \log (1/8) \text{ mW}$ 以下
5.285.2MHz以上	5.285.2MHz以上	12.5μW以下	12.5μW以下

注 fは基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

[30～64 略]

[30～64 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕十九の三 略〕

〔削る〕

〔削る〕

十九の四 設備規則第四十九条の二十第[四号]においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第[五号]においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)

十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第[五号]においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの

〔十九の五〕七十七 略〕

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一			四 特定無線設備の種別
		〔略〕	第二条第一項第十九号の三の無線設備
			〔略〕

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕十九の三 同上〕

十九の三の二 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

十九の三の三 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

十九の四 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)

十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの

〔十九の五〕七十七 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上〕

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

一			四 特定無線設備の種別
		〔同上〕	第二条第一項
		一条第一項	第二条第一項
		一条第一項	第二条第一項
			〔同上〕

置 装 信 送													置 装		
送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	三 測定器等
低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計	低周波発振器	スペクトル分析器	直線検波器	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	トル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	バンドメータ又はスペクトル分析器

										○	○	○	○		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--

置 装 信 送													置 装		
送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	三 測定器等
低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計	低周波発振器	スペクトル分析器	直線検波器	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	トル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	バンドメータ又はスペクトル分析器

										○	○	○	○	第九号 の三 の無 線設 備
										○	○	○	○	第十号 の三 の二 の無 線設 備
										○	○	○	○	第十号 の三 の三 の無 線設 備

【イ・ウ 略】

受信装置													
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
			○										

【イ・ウ 同上】

受信装置													
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
			○										
			○										
			○										

【11・川 監】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 略】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線アクセスシステムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【表略】

【注1～11 略】

12 8の欄は、次によること。

【(1)・(2) 略】

(3) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が26MHzを超え40MHz以下のものである、キャリアセンスの有無を記載すること。

【(4) 略】

(5) 5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局 (他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。) 又は子局 (親局に制御される無線局をいう。) の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

【(6)・(7) 略】

【第四～第六 略】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

【11・川 監々】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 同左】

第三 【同左】

【表同左】

【注1～11 同左】

12 【同左】

【(1)・(2) 同左】

(3) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が26MHzを超え38MHz以下のものである、キャリアセンスの有無を記載すること。

【(4) 同左】

(5) 5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局 (他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。) 又は子局 (親局に制御される無線局をいう。) の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

【(6)・(7) 同左】

【第四～第六 同左】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
[略]	
第2条第1項第19号の3に掲げる無線設備	X A
[略]	

[5 略]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	
第2条第1項第19号の3に掲げる無線設備	X W
第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	Y W
第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備	H S
[同左]	

[5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記せぬ。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）（以下「旧証明規則」という。）第二条第一項第十九号、第十九号の三から第十九号の三の三まで又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備（以下「旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備」という。）に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3 旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。ただし、旧証明規則第二条第一項第十九号の三から第十九号の三の三まで又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備に係る技術基準適合証明等と第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の三又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備に係る技術基準適合証明等を重ねて受けることはできないものとする。

4 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例により工事設計認証を受けることができる。この場合において、新たな工事設計認証の効力については、附則第二項の規定を準用する。